

「第9回電気用品の安全に関する技術基準等に係る調査検討会」 議事録

日 時：平成25年3月1日（金） 14：00～16：00

場 所：機械振興会館 6D-1、2会議室

出席委員：

大崎委員長、五野委員、中澤代理（大木委員）、大河内委員、小島委員、
近藤委員、澁江委員、八木代理（武内委員）、泥委員、長岡委員、
中谷委員、原田委員、前田委員、松野委員、森委員、山田委員

【1】開会

【2】会議成立の確認

2名の委員が欠席であったが、過半数の出席であったことから、会は成立している旨を報告。

【3】配付資料確認

事務局から配付資料の確認があった。

【4】製品安全課挨拶

「電気用品の技術上の基準を定める省令の全部を改正する省令(案)」等に対するパブリックコメントの募集を開始し、4月公布、10月施行の予定である。省令の解釈については関係工業会を始め300名以上の皆様で作業いただいた。今後も自ら安全を作り上げていくことになるので、引き続きご協力をよろしくお願いしたい。

【5】前回議事録の確認

議事録（案）は、委員において事前に電子メールにて御確認頂いていることから、通読は省略。当該議事録（案）に対し委員からコメントはなく、（案）が外れ議事録となった。

【6】議題：将来的な電気用品安全法に基づく技術基準等体系の在り方について

① 電気用品安全法技術基準体系等見直しに関する検討状況について

資料9-2に基づき、検討作業幹事会の長岡主査、政省令・制度運用検討分科会の中津川分科会長及びガイドWGの石井主査から説明があった。

その後以下の質疑応答があった。

○大崎委員長

ガイド改訂版は省令改正前に公開を予定しているのか。

○製品安全課

省令改正では具体的な運用には支障がないために省令改正前にはこだわっていない。書ききれていない部分や細かな運用を追記しガイドを改訂したい。

○森委員

どこまで行えば周知は十分か。届出事業者すべてに対して周知できないか。

○製品安全課

法律の基本的な考え方が伝わっていない。8条1項、2項の質問が多く、事業者に自主的な活動目的が行き渡っていない。国、事業者、検査機関の明確な役割を伝えていきたい。届出事業者は3万社あり、経済局単位でも定期的に講習会等を行っているが、すぐに効果は出ないと認識している。

○大河内委員

3万事業者のうち、どのような方が参加したのか。経営者の参加はあったのか。説明会ではなかなか質問できないので、工夫が必要ではないか。

○製品安全課

経営者の参加は多くなかった。地方説明会は長時間開催できず、シンポジウム形式の中央説明会は盛り上がった。継続して説明会を行うことが必要と考えている。

○大崎委員長

説明会開催の周知方法はどうしたのか。

○製品安全課

N I T EのHP、電気用品安全法のHP、経済局からの届出事業者への連絡、関係工業会への周知等である。

② 将来的な技術基準体系階層化における整合規格の整備について

資料9-3に基づき技術基準性能規定化分科会の住谷分科会長から説明があった。

その後以下の質疑応答があった。

○澁江委員

新しい製品の場合は整合規格が存在しないため、自己適合宣言を行うことになるが、技術審査するのはいつか。

○製品安全課

例えば事業者が報告徴収を受けた場合は、8条1項の技術基準適合の確認について問われるので、製造の段階から準備しておくべき必要がある。

○森委員

是認手続きにおける審査はどうなるのか。整合規格を持ち込んだとき受理してもらえるのか、一定期間内に処理されるのか、審議会に諮るのか、どれくらいのスケジュールになるのか。

○製品安全課

I E Cの事例を参考に検討し、質問内容を明確にしたいと考えている。

○森委員

策定メンバーの構成はどうなるのか。

○製品安全課

プロセスの公開性、公平性を重視し、来年度検討していく。

○大崎委員長

第一段の階層化において事業者が独自の技術基準適合を立証することも考えられるのか。

○製品安全課

基本的には第一段の階層化においては現解釈を通達とするため、この通達が例示基準となると考える。

【7】その他

○事務局

委員委嘱の手続きがあるので協力をお願いする旨の連絡があった。

○製品安全課

パブコメに対し意見等をお願いする旨の連絡があった。

【8】閉会

以上